

令和元年度私立幼稚園就園奨励費・第2子以降幼児保育料等補助金のお知らせ

お問い合わせ先 高松市役所 こども園運営課 TEL 839-2358

高松市では、幼稚園教育の振興と少子化対策の一環として、保育料等の補助を行い、保護者の経済的負担の軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図っています。

(平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園については、保育料が市町村民税の課税状況や世帯状況に応じて決定されるため、本補助制度の対象となりません。)

- 1 補助を受けることができる方
高松市に住所を有し、私立幼稚園に通園する満3歳から就学の始期に達するまでの幼児(以下、「園児」という。)の保護者
- 2 申請方法
幼稚園を通じて配布される申請書類に必要事項を記入し、通園先の幼稚園へ提出してください。
- 3 審査方法
世帯状況について、地方税法の規定に基づく課税台帳、住民票、他市町村への照会等の確認を行います。
- 4 補助金の種類と補助限度額

※令和元年度の補助金は、平成31年4月から令和元年9月までが対象です。10月以降については、幼児教育無償化に伴い廃止予定です。そのため、実際の補助限度額は下表の年額の半額となります。

また、補助限度額の合計額が、実際に支払った平成31年4月～令和元年9月分の保育料・入園料の合計額を超える場合は、当該支払った額を限度とします。

階 層		就園奨励費補助金(年額)			第2子以降幼児保育料等補助金(年額)		
		※1	右欄以外の世帯	ひとり親等世帯(※2)	<<補助対象者>> ・同時に2人以上の児童を幼稚園等(※3)に通園させている世帯における、在園2人目の児童 ・18歳未満の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を3人以上現に養育し、そのうち3番目以降の児童を私立幼稚園に通園させている世帯の3番目以降の児童		
対象世帯区分等	1 生活保護世帯等(※4)	1人目	308,000円	308,000円	※1	右欄以外の世帯	ひとり親等世帯
		2人目	308,000円	308,000円			
		3人目以降	308,000円	308,000円			
	2 市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	1人目	272,000円	308,000円	1人目	-	-
		2人目	308,000円	308,000円	2人目	-	-
		3人目以降	308,000円	308,000円	3人目以降	-	-
	3 市民税所得割額77,100円以下の世帯	1人目	187,200円	272,000円	1人目	-	-
		2人目	247,000円	308,000円	2人目	61,000円	-
		3人目以降	308,000円	308,000円	3人目以降	-	-
	4 市民税所得割額211,200円以下の世帯	1人目	62,200円		1人目	245,800円	
		2人目	185,000円		2人目	123,000円	
		3人目以降	308,000円		3人目以降	-	
	5 市民税所得割額211,200円を超える世帯	1人目	-		1人目	308,000円	
		2人目	154,000円		2人目	154,000円	
		3人目以降	308,000円		3人目以降	-	

※就園奨励費に該当しない世帯に対する就園費補助金は平成30年度をもって終了しました。

※1 : 「1人目」「2人目」「3人目以降」の数え方

- ・階層1～3においては、年齢制限なく、同居又は別居であっても生計を一にする兄、姉を数える。
- ・階層4・5においては、小学校3年生以下の兄、姉を数える。

※2 : ひとり親等世帯については、下記の6項目のいずれかに該当する世帯のことをいう。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの。
- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- ・療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
- ・国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適切な者(在宅の者に限る。)

※3 : 幼稚園等

保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する場合は、当該兄・姉を幼稚園児とみなして補助限度額を算定します。

※4 : 生活保護世帯等

生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯

子どもの人数の数え方及び算出事例（保護者と生計を一にしている子どもを数える。別居しており、生計が別の場合は数えない。）

※令和元年度の補助金は、平成31年4月から令和元年9月までが対象です。10月以降については、幼児教育無償化に伴い廃止予定です。そのため、実際の補助限度額は下記算出事例（年額）の半額となりますのでご注意ください。

また、補助限度額の合計額が、実際に支払った平成31年4月～令和元年9月分の保育料・入園料の合計額を超える場合は、当該支払った額を限度とします。

		第1から第3階層	第4から第5階層
第1子	社会人（扶養に入っていないが、同居している。）	1人目	
第2子	大学生（同居していないが、仕送り等をし、生計を維持している。）	2人目	
第3子	小学校2年生	3人目	1人目
第4子	幼稚園4歳児	4人目（A子）	2人目（E男）
第5子	幼稚園3歳児	5人目（B子）	3人目（F男）

		第1から第3階層	第4から第5階層
第1子	幼稚園5歳児	1人目（C子）	1人目（G男）
第2子	幼稚園3歳児	2人目（D子）	2人目（H男）

※A子、B子、C子、D子の家庭については、第3階層に該当するとして算出

E男、F男の家庭については、第4階層に該当するとして算出

G男、H男の家庭については、第5階層に該当するとして算出

補助限度額（年額）			
	就園奨励費補助金	第2子以降幼児保育料等補助金	合計額
A子	308,000円	0円	308,000円
B子	308,000円	0円	308,000円
C子	187,200円	0円	187,200円
D子	247,000円	61,000円	308,000円
E男	185,000円	0円	185,000円
F男	308,000円	0円	308,000円
G男	0円	0円	0円
H男	154,000円	154,000円	308,000円

就園奨励費補助金の交付額が、実際に支払った平成31年4月～令和元年9月分の保育料及び入園料の合計額を超える場合は、第2子以降保育料等補助金の対象であっても第2子以降保育料等補助金の交付はありません。

5 提出書類及び補助金交付時期

補助金の名称	提出書類	交付時期（予定）
就園奨励費補助金	①保育料等減免措置に関する調書 ②次に該当する方は証明書を添付してください。 ・生活保護受給世帯 …福祉事務所長の証明する書類 ・ひとり親世帯等 …ひとり親家庭等医療証の写し又は児童扶養手当証書の写し、各種障害者手帳の写し、療育手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し、年金証書（障害基礎年金を受給している場合） ・平成31年1月1日現在、高松市以外で住民登録をしていた世帯 …平成31年1月1日に住民登録のあった市区町村の令和元年度市町村民税所得課税証明書（*1） ・障害児通所支援事業所等（*2）に通園している就学前の兄・姉がいる場合 …県又は市が交付した受給証の写し（*3） ・別居しているが生計を一にしている子どもがいる場合 …保険証の写し等、生計が一であることを証明できる書類	令和元年12月頃
第2子以降幼児保育料等補助金	①第2子以降幼児保育料等補助金に関する調書 ②委任状 ③次に該当する方は証明書を添付してください。 ・園児以外の児童が高松市外に居住している場合 …戸籍謄本 ・平成31年1月1日現在、高松市以外で住民登録をしていた世帯 …平成31年1月1日に住民登録のあった市区町村の令和元年度市町村民税所得課税証明書（*1）（就園奨励費で提出済みの場合は不要）	令和元年12月～令和2年1月頃

（*1）平成31年1月1日現在で住民登録をしていた市区町村で請求してください。コピーでも結構です。

市町村民税額（均等割額・所得割額）及び扶養控除・住宅借入金等特別控除等の内訳が記載されているものをご準備ください。

なお、市町村によっては、各種控除内訳が記載されていない証明書もありますので、その際は高松市で他市町村への照会により内訳を確認させていただきます。

（*2）児童心理治療施設通所部に入所、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用

（*3）どこの施設を利用しているか確認できるようにコピーしてください。

6 注意事項

- (1) 補助額は、園児と生計を同じする父母及び扶養義務者(家計の主宰者)の令和元年度の市町村民税所得割課税額合計(住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の適用前の額)により決定します。
- (2) 調書提出後、世帯状況・課税額に変更があれば、補助額に影響する場合がありますので、幼稚園又はこども園運営課まで速やかにご連絡ください。なお、令和元年10月1日以降の変更・課税更正については、補助額の決定に反映できませんので、ご了承ください。
- (3) 補助額は、高松市に住所を有し、当該年度の保育料等を納入した月数により月割りで算定します。
- (4) 就園奨励費調書の提出をしていない保護者は、第2子以降幼児保育料等補助金の申請はできませんのでご注意ください。
- (5) 本市の市税の滞納がある場合は、補助金の交付ができませんので、ご注意ください。

7 申請手続き等について

- (1) 転入以外でも、単身赴任などで高松市以外で令和元年度市町村民税が課税されている場合には、令和元年度市町村民税所得課税証明書(コピー可)が必要です(就園奨励費・第2子以降補助金)。また、海外から転入された場合は、平成30年1月～12月の所得を証明する書類が必要です。詳しくは、こども園運営課までお問合せください。
- (2) 園児の兄・姉が保育所、認定こども園等に通園している場合、個別に保育所等の入所確認に関する書類の提出をお願いすることがあります。

8 調書の記入等について

- (1) 「保護者の住所・氏名欄」は、原則、世帯主の方を記入してください。
- (2) 単身赴任などで市外在住の方を保護者として申請することはできませんので、その場合は、市内に住所を有する保護者を記入してください。
- (3) 訂正には、修正液等の使用はできません。訂正箇所を二重線で抹消の上、保護者氏名欄に押印のものと同じの印で訂正印を押印してください。
- (4) 「幼児の属する世帯の状況」(就園奨励費・第2子以降補助金)について、学生、単身赴任、入院などで一緒に住んでいなくても、経済的に出身世帯と一体性がある場合(=同一生計)には、同一世帯として氏名・生年月日等を記入してください。
- (5) 就園奨励費の調書の記入に当たっては、次の記入例をご参照ください。
 市民税所得割額が211,200円以下の場合は1に、211,200円を超える場合は2に○をしてください。ただし、小学校3年生までのお子様がいる世帯の2人目・3人目については、所得に関係なく就園奨励費の対象となりますので、1に○をしてください。
課税額がご不明な場合は、申請後にこちらで調査しますので、必ず、1に○をして申請してください
 ※ 電話等による市民税課・納税課・こども園運営課への課税額の問合せはできませんので、ご了承ください。

記入例

幼稚園が記入します。

整理番号

保育料等減免措置に関するこの調書に実際に記入した日です。
 年 月 日作成

幼児氏名 <small>(フリガナ)</small>	性別	生年月日 年 月 日生	補助金額の決定に際して、特に重要な情報となりますので、漏れなく、正確に記入してください。
第何子ですか。	小学校1～3年生の兄・姉がいますか。	いる・いない (人)	※途中入園の方について 申請年度において他の幼稚園に在籍していた方は、その幼稚園名を記入してください。

保護者の住所・氏名等

現住所 高松市
 旧住所 (申請年度の前年度の1月1日時点において、住民基本台帳に記録されていた住所)
 ※現住所と同じ場合は空欄

氏名
(フリガナ)

電話番号

印

世帯主の方を記入してください。ただし、市外へ単身赴任中の方などを保護者とすることはできません。補助対象期間を通して市内に住所を有する方を保護者としてください。

補助金の受領時など、同じ印鑑が必要になります。どの印鑑を使用したか把握しておいてください。

1	私の世帯は就園奨励費の対象世帯に該当します。 → 下表①に記入してください。																														
↑	幼児の属する世帯の状況について、地方税法の規定に基づく課税台帳、住民票、他市町村への課税状況や市税の納付状況等、補助額の決定に必要な事項について在園幼稚園に提示されること。																														
①	幼児の属する世帯の状況(幼児を除いた同一生計の者全員)について記入してください。																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.7em;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>幼児との続柄</th> <th>同居、別居の別</th> <th>小学校1～3年生及び就学号を○で囲んでください。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td></td> <td style="text-align: center;">同・別</td> <td> 1 小学校1～3年 2 幼稚園 () </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td></td> <td style="text-align: center;">同・別</td> <td> 1 小学校1～3年 2 幼稚園 () 3 認定こども園 4 幼稚園等 5 ていない </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td></td> <td style="text-align: center;">同・別</td> <td> 1 小学校1～3年 2 幼稚園 () 3 保育所 4 特別支援学校 5 幼稚園等 6 どこにも通っていない </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td></td> <td style="text-align: center;">同・別</td> <td> 1 小学校1～3年 2 幼稚園 () 3 保育所 4 特別支援学校 5 幼稚園等 6 どこにも通っていない </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td></td> <td style="text-align: center;">同・別</td> <td> 1 小学校1～3年 2 幼稚園 () 3 保育所 4 特別支援学校 5 幼稚園等 6 どこにも通っていない </td> </tr> </tbody> </table>	氏名	生年月日	幼児との続柄	同居、別居の別	小学校1～3年生及び就学号を○で囲んでください。		. .		同・別	1 小学校1～3年 2 幼稚園 ()		. .		同・別	1 小学校1～3年 2 幼稚園 () 3 認定こども園 4 幼稚園等 5 ていない		. .		同・別	1 小学校1～3年 2 幼稚園 () 3 保育所 4 特別支援学校 5 幼稚園等 6 どこにも通っていない		. .		同・別	1 小学校1～3年 2 幼稚園 () 3 保育所 4 特別支援学校 5 幼稚園等 6 どこにも通っていない		. .		同・別	1 小学校1～3年 2 幼稚園 () 3 保育所 4 特別支援学校 5 幼稚園等 6 どこにも通っていない
氏名	生年月日	幼児との続柄	同居、別居の別	小学校1～3年生及び就学号を○で囲んでください。																											
	. .		同・別	1 小学校1～3年 2 幼稚園 ()																											
	. .		同・別	1 小学校1～3年 2 幼稚園 () 3 認定こども園 4 幼稚園等 5 ていない																											
	. .		同・別	1 小学校1～3年 2 幼稚園 () 3 保育所 4 特別支援学校 5 幼稚園等 6 どこにも通っていない																											
	. .		同・別	1 小学校1～3年 2 幼稚園 () 3 保育所 4 特別支援学校 5 幼稚園等 6 どこにも通っていない																											
	. .		同・別	1 小学校1～3年 2 幼稚園 () 3 保育所 4 特別支援学校 5 幼稚園等 6 どこにも通っていない																											

訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消の上、保護者氏名欄に押印のものと同じの印で訂正印を押印してください。

通園している幼稚園名を記入してください。

こちらに○をされている場合は、課税額の調査を行わず、就園奨励費の補助を行いません。ご自分の世帯の市民税所得割額を十分に確認の上、○をしてください。(課税額が不明な場合は1に○をしてください。)

2	私の世帯は就園奨励費の対象世帯に該当しません。			
	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"><input type="checkbox"/> 小学校3年生まで</td> <td style="width: 33%;"><input type="checkbox"/> 世帯の市町村</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 小学校3年生まで	<input type="checkbox"/> 世帯の市町村	
<input type="checkbox"/> 小学校3年生まで	<input type="checkbox"/> 世帯の市町村			

2に○をされた場合は、必ずこの3項目のうち該当項目の□にチェックをしてください。

←左の3項目を確認し、該当項目の□にチェックを入れてください。

※ この調書により取得した情報は、児童手当及び交付の目的のために使用し、それ以外の目的で使用することはありません。